

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第21条第1項の規定に基づき届出を行なった離島等供給約款（令和8年11月1日実施。）において、消費税等相当額を含んだ料金率を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定に基づき、消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、離島等供給約款〔低圧用〕においては、Ⅲ（契約種別および料金）、附則3（深夜電力Dのお客さまについての特別措置）、附則5（深夜電力Aおよび深夜電力Bのお客さまについての特別措置）および附則6（深夜電力Cのお客さまについての特別措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入しております。

離島等供給約款〔高圧用〕においては、Ⅲ（契約種別および料金）、附則3（臨時電力のお客さまの料金算定にかかわる取扱い）および附則4（自家発補給電力Bのお客さまの料金算定にかかわる取扱い）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入しております。

(1) 離島等供給約款〔低圧用〕

Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
定額電灯		
需要家料金		
1 契約につき	93.50	8.50
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	139.31	12.66
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	261.04	23.73
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	504.49	45.86
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	747.93	67.99
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,234.84	112.26
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	617.43	56.13

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	448.92	40.81
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	825.24	75.02
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	412.62	37.51
従量電灯 A		
最低料金		
1契約につき最初の9キロワット時まで	505.72	45.97
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	35.77	3.25
従量電灯 B		
基本料金		
契約電流10アンペア	572.10	52.01
契約電流15アンペア	858.15	78.01
契約電流20アンペア	1,144.20	104.02
契約電流30アンペア	1,716.30	156.03
契約電流40アンペア	2,288.40	208.04
契約電流50アンペア	2,860.50	260.05
契約電流60アンペア	3,432.60	312.05
電力量料金		
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	35.77	3.25
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	42.06	3.82
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	45.78	4.16
最低月額料金		
1契約につき	505.72	45.97
従量電灯 C		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	572.10	52.01
電力量料金		
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	35.77	3.25
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	42.06	3.82
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	45.78	4.16

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
時間帯別電灯（ドリーム8）		
基本料金		
契約容量が6キロボルトアンペア以下の 場合		
1契約につき	3,113.60	283.05
契約容量が6キロボルトアンペアをこえる 場合		
1契約につき最初の10キロボルトアンペア まで	5,116.00	465.09
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	621.60	56.51
電力量料金		
昼間時間		
最初の90キロワット時までの1キロワット 時につき	38.73	3.52
90キロワット時をこえ210キロワット時 までの1キロワット時につき	46.45	4.22
210キロワット時をこえる1キロワット時 につき	50.97	4.63
夜間時間		
1キロワット時につき	26.29	2.39
3時間帯別電灯（eタイム3）		
基本料金		
1契約につき最初の10キロボルトアンペア まで	6,040.00	549.09
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	753.60	68.51
電力量料金		
午後時間		
1キロワット時につき	51.10	4.65
朝晩時間		
1キロワット時につき	43.69	3.97
夜間時間		
1キロワット時につき	26.82	2.44

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	14. 24	1. 29
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	28. 51	2. 59
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	28. 51	2. 59
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	285. 15	25. 92
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	285. 15	25. 92
臨時電灯 B		
基本料金		
契約電流10アンペアにつき	626. 11	56. 92
電力量料金		
1 キロワット時につき	50. 31	4. 57
臨時電灯 C		
基本料金		
契約容量1 キロボルトアンペアにつき	626. 11	56. 92
電力量料金		
1 キロワット時につき	50. 31	4. 57
公衆街路灯 A		
需要家料金		
1 契約につき	82. 50	7. 50
電灯料金		
10ワットまでの1 灯につき	133. 81	12. 16
10ワットをこえ20ワットまでの1 灯につき	250. 04	22. 73
20ワットをこえ40ワットまでの1 灯につき	482. 49	43. 86
40ワットをこえ60ワットまでの1 灯につき	714. 93	64. 99
60ワットをこえ100ワットまでの1 灯につき	1, 179. 84	107. 26
100ワットをこえる1 灯につき50ワットまでごとに	589. 93	53. 63

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	425.82	38.71
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	785.64	71.42
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	392.82	35.71
公衆街路灯B		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	588.71	53.52
電力量料金		
1キロワット時につき	34.40	3.13
最低月額料金		
1契約につき	455.15	41.38
低圧電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,681.02	152.82
電力量料金		
1キロワット時につき	29.03	2.64
臨時電力		
定額制供給の場合		
契約電力1キロワット1日につき	343.61	31.24
従量制供給の場合		
電力量料金		
1キロワット時につき	34.74	3.16
農事用電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,120.02	101.82
電力量料金		
1キロワット時につき	26.38	2.40
融雪用電力A（ホットタイム19）		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
最低使用期間	1,105.60	100.51
最低使用期間以外の期間	522.60	47.51
電力量料金		
1キロワット時につき	29.52	2.68
融雪用電力B（ホットタイム22）		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
最低使用期間	1,215.60	110.51
最低使用期間以外の期間	544.60	49.51
電力量料金		
1キロワット時につき	28.01	2.55

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
融雪用電力C（ホットタイム19エコ）		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
最低使用期間	599.60	54.51
最低使用期間以外の期間	423.60	38.51
電力量料金		
1キロワット時につき	32.73	2.98
融雪用電力D（ホットタイム22エコ）		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
最低使用期間	610.60	55.51
最低使用期間以外の期間	423.60	38.51
電力量料金		
1キロワット時につき	31.30	2.85
融雪用電力L（ホットタイム22ロング）		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
最低使用期間	951.60	86.51
最低使用期間以外の期間	577.60	52.51
電力量料金		
1キロワット時につき	27.50	2.50

附則3（深夜電力Dのお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	511.60	46.51
電力量料金		
1キロワット時につき	25.33	2.30

附則5（深夜電力Aおよび深夜電力Bのお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
深夜電力A		
1契約につき	3,092.20	281.11
深夜電力B		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	665.60	60.51
電力量料金		
1キロワット時につき	26.29	2.39

附則 6（深夜電力Cのお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	720.60	65.51
電力量料金		
1キロワット時につき	26.82	2.44

(2) 離島等供給約款〔高圧用〕

Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
業務用電力		
一般料金		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	2,970.10	270.01
電力量料金		
1キロワット時につき	23.47	2.13
時間帯別料金		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	2,970.10	270.01
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	25.76	2.34
夜間時間		
1キロワット時につき	19.98	1.82

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
業務用ウィークエンド電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	3,531.10	321.01
電力量料金		
休日		
1キロワット時につき	20.27	1.84
平日		
1キロワット時につき	21.30	1.94
高压電力		
一般料金		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	3,157.10	287.01
電力量料金		
1キロワット時につき	21.69	1.97
時間帯別料金		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	3,157.10	287.01
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	23.08	2.10
夜間時間		
1キロワット時につき	19.98	1.82
高压電力Ⅰ型		
一般料金		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	2,541.10	231.01
電力量料金		
1キロワット時につき	23.23	2.11
時間帯別料金		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	2,541.10	231.01
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	25.92	2.36
夜間時間		
1キロワット時につき	19.98	1.82

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
高圧電力Ⅱ型 一般料金 基本料金 契約電力1キロワットにつき 電力量料金 1キロワット時につき 時間帯別料金 基本料金 契約電力1キロワットにつき 電力量料金 昼間時間 1キロワット時につき 夜間時間 1キロワット時につき	 2,827.10 22.40 2,827.10 24.42 19.98	 257.01 2.04 257.01 2.22 1.82
高圧電力Ⅲ型 一般料金 基本料金 契約電力1キロワットにつき 電力量料金 1キロワット時につき 時間帯別料金 基本料金 契約電力1キロワットにつき 電力量料金 昼間時間 1キロワット時につき 夜間時間 1キロワット時につき	 3,564.10 20.62 3,564.10 21.14 19.98	 324.01 1.87 324.01 1.92 1.82
臨時電力 21（臨時電力）(1)イに該当する場合 電力量料金 1キロワット時につき 21（臨時電力）(1)ロに該当する場合 電力量料金 1キロワット時につき	 23.58 25.73	 2.14 2.34
自家発補給電力A 基本料金 契約電力1キロワットにつき 電力量料金 定期検査または定期補修による場合 1キロワット時につき 上記以外の場合 1キロワット時につき	 3,267.11 24.61 27.84	 297.01 2.24 2.53

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
自家発補給電力B		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	3,472.81	315.71
電力量料金		
定期検査または定期補修による場合		
1キロワット時につき	22.67	2.06
上記以外の場合		
1キロワット時につき	25.38	2.31
予備電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
予備線	136.40	12.40
予備電源	159.50	14.50
融雪用電力A		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
最低使用期間	1,650.10	150.01
最低使用期間以外の期間	1,067.10	97.01
電力量料金		
1キロワット時につき	20.62	1.87
融雪用電力B		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
最低使用期間	1,749.10	159.01
最低使用期間以外の期間	1,089.10	99.01
電力量料金		
1キロワット時につき	20.75	1.89
融雪用電力C		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
最低使用期間	1,144.10	104.01
最低使用期間以外の期間	979.10	89.01
電力量料金		
1キロワット時につき	23.74	2.16
融雪用電力D		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
最低使用期間	1,155.10	105.01
最低使用期間以外の期間	979.10	89.01
電力量料金		
1キロワット時につき	24.00	2.18

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
業務用蓄熱調整契約 蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い 割引単価 蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき 業務用電力として電気の供給を受ける場合 業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受ける場合	2,524.59 3,001.44	229.51 272.86
産業用蓄熱調整契約 蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い 割引単価 蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき 高圧電力として電気の供給を受ける場合 高圧電力Ⅰ型として電気の供給を受ける場合 高圧電力Ⅱ型として電気の供給を受ける場合 高圧電力Ⅲ型として電気の供給を受ける場合	2,683.54 2,159.94 2,403.04 3,029.49	243.96 196.36 218.46 275.41
業務用空調システム契約（エコ・アイスプラス） 割引単価 非蓄熱電力量1キロワット時につき	4.40	0.40
業務用電化厨房契約（クック e プラス） 割引単価 割引対象電力量1キロワット時につき	4.40	0.40

附則 3（臨時電力のお客さまの料金算定にかかわる取扱い）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
基本料金 契約電力1キロワットにつき	3,049.32	277.21
電力量料金 1キロワット時につき	25.45	2.31

附則 4（自家発補給電力Bのお客さまの料金算定にかかわる取扱い）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
基本料金 契約電力1キロワットにつき	2,795.21	254.11
電力量料金 定期検査または定期補修による場合 1キロワット時につき 上記以外の場合 1キロワット時につき	24.36 27.49	2.21 2.50